

第4期狛江市教育振興基本計画素案の主な修正点

第4回検討委員会からの主な修正点			
ページ	修正前	修正後	備考
6	(2)第3期計画の評価 引き続き取り組むべき課題も多く、一定の成果が上ったものの、第4期計画においても、施策の方向性として引き継ぎ、継続して取り組むべき必要が生じています。	一定の成果が上がったものの、新たな課題に加え、継続して取り組むべき課題も多く、第4期計画の策定にあたっては、推進体制の見直しを含めた議論が必要になっています。	計画推進にあたっては、行政として推進体制の検討も必要になることから記述を追加
7	▼ 学力	* 省略	令和5年度から令和6年度のデータへ更新
9	* 特別支援教室(通級制) 特別支援教室では拠点校の教員による巡回指導を行っていますが、小学校ではペアを組んで巡回指導を行っていることが特徴となっています。	特別支援教室は、拠点校の教員による巡回指導を在籍校で受ける仕組みです。小学校では、近接校2校(三小・六小、和泉小・一小、緑野小・五小)で巡回指導の体制を組んでいるのが特徴です。	巡回指導の体制について、わかりやすく修正
9	* 特別支援学級・特別支援教室の児童・生徒数 なお、自閉症・情緒障がいについては、令和3年度に中学校へ特別支援学級を新設したため皆増となっています。	なお、令和3年度に自閉症・情緒障がい特別支援学級を中学校へ新設しました。	委員長の指摘を踏まえて、わかりやすい表現に修正
9	右側上段表	* 省略	委員長の指摘を踏まえて、新設したことがわかるように修正
10	● 社会教育施設の概要	● 社会教育の概要 ▼ 社会教育委員の会議等 社会教育委員は社会教育法に基づき設置されており、社会教育に関し教育委員会に助言するため次の役割を担っています。社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、職務を行うために必要な研究調査を行うことなどです。定期的に会議を開催し、社会教育の諸課題について、調査研究や協議を行うとともに、今までに「社会教育の今後のあり方」や「中学生の居場所づくり」、「狛江市社会教育関係団体のあり方」等について意見をいただいています。その他、スポーツ関連では、スポーツ基本法に基づき設置されるスポーツ推進委員やスポーツ推進審議会、公民館には社会教育法に基づき設置される公民館運営審議会、図書館には図書館法に基づき設置される図書館協議会があり、有識者や関係者、市民等を交えた会議等により、社会教育の推進に寄与していただいています。また、文化財保護法に基づき、文化財の調査及び研究や、市の指定文化財の指定・解除等を行う文化財専門委員が設置されています。	「社会教育施設の概要」を「社会教育の概要」に見直し、「社会教育委員の会議等」の記述を追記
11	● 教育費(予算)の推移と主要事業	● 教育費(決算)の推移と主要事業 * 省略	令和2年度から令和5年度まで決算ベースに変更
12	4 施策体系	* 省略	「施策体系」の差替え

第4回検討委員会からの主な修正点

ページ	修正前	修正後	備考
13 15	② 異なる価値を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。	② 異なる価値観を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力をはぐくむ教育を推進します。	「施策展開の方向性」の修正 ・価値観→個々のものの見方、考え方 ・価値→生じる「ねうち」又は生じている「ねうち」
14	①の本文	また、子どもの権利について、子ども自らが学ぶ機会を設けるとともに、教員を始め大人への理解促進を図ります。	委員の意見を踏まえ、「子どもの権利と施策をつなぐ視点」を加筆 ・子どもの人権→子どもとして生まれながらに持っている幸福に生きるために保障されている権利 ・子どもの権利→子どもが自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりできる法律上の権能
14	③の本文 自分を大切にするとともに、他人の痛み気付く、困った時にSOSを発信するだけでなく、他人のSOSを受容する「SOSの出し方に関する教育」を推進します。	そして、傍観者とならずに、他人の痛み気付く、他人のSOSを受容することも大切です。自分を大切にするとともに、自分事に限らず困った時にSOSを発信できる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。	・委員の意見を踏まえ、「傍観者にならない視点」を加筆
14	注記	* 2 子どもの人権: 子どもとして生まれながらに持っている幸福に生きるために保障されている権利(本教育振興基本計画における定義) * 4 子どもの権利: 子どもが自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりできる法律上の権能(本教育振興基本計画における定義)	「子どもの人権」と「子どもの権利」について、定義がわかりにくい「本教育振興基本計画における定義」として説明を追記
18	右側【施策】	* 省略 * 合わせてP19、P20を修正	委員会の検討を踏まえ、「施策展開の方向性」の入替え (1)③: 施策(2)だったものを(1)へ (2)①: 施策(1)だったものを(2)へ
19	①の本文 すべての子どもたちの特別支援教育を充実させていくため、	すべての子どもたちが特別支援教育を理解し、推進していくため、	委員長の指摘を踏まえて、「施策の方向性」との整合性を図り、よりわかりやすい表現に修正
19	①の本文	また、多様性の尊重と包摂性の推進の観点から、子どもたちの性自認や性的指向に関する配慮も必要不可欠です。人権教育等において理解を深めるとともに、中学校の制服の見直し等対応は進んでいますが、当事者にとって学校生活に不便や支障が生じないよう引き続き適切な配慮を進めます。	委員の意見を踏まえ、「性自認や性的指向に対する配慮」について追記
19	①の本文 施設改修にあたっては、物理的障がいにより就学に困難が生じないようユニバーサルデザインを取り入れていきます。	なお、施設改修にあたっては、インクルージョン推進の観点から、物理的障がいにより就学に困難が生じないようユニバーサルデザインを取り入れていきます。	「インクルージョン推進」の観点を加えて、ユニバーサルデザインを取り入れることを強調

第4回検討委員会からの主な修正点			
ページ	修正前	修正後	備考
19	※注記	*1 性自認:「心の性」ともいわれ、自分の性別をどう認識しているかを示す概念 *2 性的指向:恋愛や性愛の対象が、どの方向にあるのかを示す概念	「性自認」「性的指向」について追記
20	※①の本文	また、境界知能といった新たな課題がクローズアップされています。大人になって、対人関係や仕事、日常生活において困難を抱えている方も多いと言われています。就学期において、適切な支援が受けられるよう知見を広めるため調査・研究を進める必要があります。引き続き、先進的な取組等を参考に、子どもたちの特性に合わせた個別最適な学習方法を検討していきます。	「境界知能」について追記
20	注記	*2 境界知能:仕事や金銭的な手続きなどの日常生活において困難を感じる傾向があり、知的障がいとの境界域に位置する状態	※「境界知能」について追記
20	③の本文	狛江市においても、日本語指導を必要とする児童・生徒数は増加傾向にあり、充実していく必要があります。	委員長の指摘を踏まえて、狛江市の実態を示す文章を追加
21	①の本文 また、教育相談体制の充実を図るためには、教員等からの児童・生徒理解と対応に関する相談への対応が重要です。引き続き、専門教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが学校と連携しながら、助言・指導等を行い、様々な課題解決に向け取り組みます。	また、教員の児童・生徒への理解や保護者等からの相談に対応するためには、専門的な見地からの助言や指導が欠かせません。引き続き、専門教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門的人材を活用しながら、相談体制の充実を図り、様々な課題解決に向け取り組みます。	教育支援課からの修正案に対応
23	②の本文 教育委員会広報誌「ガク☆チキ」や教育委員会ホームページ等により引き続き適切な情報発信に努めます。学校運営協議会*4への学校経営方針等の報告や、学校だよりや学校ホームページ等による積極的な教育活動に関する情報発信により、地域や社会に開かれた学校経営を推進するとともに、地域とともにある学校を目指します。	学校運営協議会への学校経営方針等の報告や、学校だよりや学校ホームページ等による積極的な教育活動に関する情報発信により、地域や社会に開かれた学校経営を推進するとともに、地域とともにある学校を目指します。教育委員会広報誌「ガク☆チキ」や教育委員会ホームページ等により引き続き適切な情報発信に努めます。また、	委員長の指摘を踏まえて、学校の情報発信等を前段に、教育委員会の情報発信を後段に入れ替え
25	②の本文 次代を担う子どもたちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、	子どもたちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、	委員の意見を踏まえるとともに、枕詞として必要性がないことから削除
25	②の本文 引き続き学校のDX化(テレワークシステム、校務システム等)を推進し、	引き続き校務DX(テレワークシステム、校務システム等)等をさらに推進し、	委員長の指摘を踏まえて、国の教育振興基本計画を参酌し、市の学校の働き方改革プランと整合性を図り、文言を修正

第4回検討委員会からの主な修正点

ページ	修正前	修正後	備考
26	左側本文 市民ニーズを踏まえた、新たな体育施設の整備の検討が進んでいます。	市民ニーズを踏まえた、新たな体育施設の整備の検討が具体的に進んでいます。	委員の意見を踏まえて、現時点で検討が「具体的に進んでいること」を明記
26 27	② 誰もが身近な場所で自発的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。	② 誰もが身近な場所で主体的に学ぶことができる図書館の情報センター機能の充実を図ります。	委員の意見を踏まえ、「施策展開の方向性」の文言修正
27	図書館は、市民の学びや暮らしを彩り、狛江の実りを未来へつなぐ図書館として子どもから高齢者まで市民に必要な学びの場や機会を提供し、多彩な知・文化の拠点となるための環境づくりに努めます。まちの特色であるアートに関連したサービスの提供や、まちの文化や歴史の発信、まちの課題等について現状把握や問題解決の手掛かりとなる資料を提供することに加え、市民及び他機関との連携等を重点的に進め、図書館や図書資料を通じて、利用者とまちの出会いを促します。若者世代の学習や子育て世代の生活のヒント、働き盛り世代のスキルアップ、シニア世代の学びなおし等を支える情報センターとしての機能充実を図ります。	図書館は、西河原公民館図書室と各地域センター図書室と連携を図り、図書サービスネットワークを形成し、多彩な知・文化の拠点となるための環境づくりに努めます。市民の学びや暮らしを彩り、狛江の実りを未来へつなぐ図書館として子どもから高齢者まで市民に必要な学びの場や機会を提供します。まちの文化や歴史の発信、まちの課題等の現状把握や問題解決の手掛かりとなる資料を提供することに加え、図書館や図書資料を通じて、利用者とまちの出会いを促します。若者世代の学習や子育て世代の生活のヒント、働き盛り世代のスキルアップ、シニア世代の学び直し等を支える情報センターとしての機能充実を図るとともに、市民及び他機関との連携等を重点的に進めます。	委員の意見を踏まえ、全面的に記述を見直し、「西河原公民館図書室と各地域センター図書室を加えた図書サービスネットワーク」について、追記
31 32	① 狛江の歴史や文化の理解を深め、次世代に継承されるよう、狛江への愛着をはぐむ取組を推進します。	① 文化財等の活用を通じて狛江への愛着をはぐくみ、狛江の歴史や文化の継承を担う人材を発掘します。	市基本計画との整合性を図り、「施策展開の方向性」を修正
32	施策(2)①本文 イベント等を実施して古民家園らしい賑わいを創出するなど、	イベント等を通して関心を高めつつ、古民家園らしい賑わいを創出するなど、	委員長の指摘を踏まえて、わかりやすい表現に修正